外来腫瘍化学療法診療料 1 外来腫瘍化学療法診療料 2 外来化学療法加算 1 外来化学療法加算 2

## の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと。□には、適合する場合「✓」を記入すること。

1 届 出	外来腫瘍化学療法診療料 1					
	外来腫瘍化学療法診療料 2					
	外来化学療法加算 1					
	外来化学療法加算 2					
2 専用の治療室	専用の治	療室の面	積	平方メートル		
	専用の病床数			床		
3 当該化学療法 の専任の常勤医 師の氏名						
4 当該治療室に 勤務する化学療 法の経験を有す る専任の看護師 の氏名						
5 当該化学療法 の専任の常勤薬 剤師の氏名						
6 本診療料を算 患者から電話等 の相談等に24時 る連絡体制(外 療法診療料のみ)	による緊急 間対応でき 来腫瘍化学	(連絡先)		1		
7 急変時等の緊 患者が入院できる		_	おける体制 · 不可	(不可の場合、	連携保険医療	機関名)

## [記載上の注意]

- 1 当該治療室の平面図を添付すること。
- 2 外来腫瘍化学療法診療料1及び外来化学療法加算1の施設基準に係る届出に当たっては、「3」の医師、「4」の看護師及び「5」の薬剤師は、5年以上の化学療法の経験を有する者であること。

- 3 「3」については、外来腫瘍化学療法診療料1及び外来化学療法加算1に係る届出の場合 のみ記入すること。
- 4 外来腫瘍化学療法診療料1及び外来化学療法加算1の施設基準に係る届出に当たっては、 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会の目的、構 成員、及び開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 5 外来腫瘍化学療法診療料及び外来化学療法加算の治療室及び急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制については、兼用して差し支えない。また、人員体制についても兼任して差し支えない。